

平成 24 年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 24 年 6 月 25 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 24 年 7 月 2 日 (月) 14 時 00 分
散 会	平成 24 年 7 月 2 日 (月) 15 時 07 分
出席議員	議長 宮 原 均 1 番 山 本 久 矢 3 番 栗 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 8 番 久 保 大 六 9 番 一 木 哲 美 10 番 梅 田 美代子 11 番 藤 野 久 12 番 内 堀 靖 子 13 番 河 内 直 子 14 番 金 子 保 次 15 番 矢 野 勉
出席議員	15 名
欠席議員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副町長 畠 中 誠 二 教 育 長 大 雄 信 英 総務課長 広 田 博 文 企画課長 伊 藤 宗 彦 財政課長 岩 下 定 幸 税務課長 森 部 純 一 納税推進室長 大 庭 俊 一 住民課長 小 林 秋 彦 健康課長 吉 郷 豊 環境防災課長 砥 綿 淳 二 建設課長 美 根 勉 都市計画課長 金 子 一 智 農業委員会 事務局 長 木 村 賢 治 農林商工課長 山 本 一 洋 出納室長 川 波 厚 志 下水道課長 村 下 大 成 水道課長 原 口 博 文 福祉課長 倉 地 善 一 こども課長 久 家 和 文 教育課長 佐 藤 繁 人 生涯学習課長 入 江 哲 生
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局主査 松 尾 政 記 吉 塚 三千代

議 事 録

平成 2 4 年 第 2 回 定 例 会

[最終日]

平成 2 4 年 7 月 2 日 (月)

開 議	
議 長	本日の出席議員は、15人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 (14:00)
日程第1	
議 長	日程第1 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長
町 長	皆様こんにちは。 本日は、平成24年第2回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日においていただきましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。 議案第36号 工事請負契約の締結につきましては、筑前町多目的運動公園の整備に伴う町道小隈・大坪線道路改良工事（公園事業）の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。 議案第37号 工事請負契約の締結につきましては、南北線道路改良工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定により、議会の議決を求めるものです。 以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第26号「筑前町土地開発公社の解散について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	110千円ほど予算に上がっているんですが、これは、年度末に、24年度決算で0にするというふうに考えていいんでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 その11万だけではなくて、出資金18,000千円からございます。それをすべてを含めて0にするものでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	3月31日に締めて、今度の24年度決算で報告をされるんですか。それとも、解散がスムーズに終わった時点とするんでしょうか、お尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 本議会で、この解散の議決をいただきますと、知事への議決の手続きに入ります。これが1カ月ほどかかります。その許可が下りた後にですね、公告をしてまいります。最終的には12月の下旬に、最終的な精算ができるのではないかとというふうに思っております。 その時点で0になってしまうということでございます。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)

議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２６号「筑前町土地開発公社の解散について」を、採決します。 議案第２６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２６号「筑前町土地開発公社の解散について」は、原案のとおり可決されました。
日程第３	
議 長	日程第３ 議案第２７号「福岡県介護保険広域連合規約の変更について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の３４ページです。 提案理由の中で、外国人登録制度が廃止されることに伴い、出すというふうになっておりますが、外国人登録されていた人は、今後どうなるのか、お尋ねします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 今までも外国人登録者については含めておりましたし、法の改正によって条文の整理をするということでございます。
議 長	他に。 河内議員
河内議員	今までも含まれていて、法律の改正で変えるということですが、負担金が変わるように次のページに書いていますけれども、負担金自体も変わるんですか。人数的には変わらないのに、負担金が変わるのはどうしてかなと思います。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 負担金の基礎算定につきましては、共通経費、要介護認定に要する経費、介護給付に要する経費、地域支援事業に要する経費、そういったものの負担金として総合で納めてまいりますけれども、今回の部分は共通経費、そして要介護認定に要する経費、そういった部分での人口割での改正ということで、人口についてはですね、従来どおりの人口になるということでございます。
議 長	他に。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第２７号「福岡県介護保険広域連合規約の変更について」を、採決します。 議案第２７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第２７号「福岡県介護保険広域連合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。
日程第４	
議 長	日程第４ 議案第２８号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を、議題とします。

	これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 28 号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を、採決します。 議案第 28 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 28 号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 5	
議 長	日程第 5 議案第 29 号「筑前町印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 29 号「筑前町印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 29 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 29 号「筑前町印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 6	
議 長	日程第 6 議案第 30 号「筑前町指名競争入札参加資格審査会条例を廃止する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 金子議員
金子議員	この審査会は、町の工事関係に唯一町長の諮問機関として、町民が参加しているものでですね、その町民を外して、限られた執行部の方だけで執行されることになると、私は考えるわけですが。 そうしますと、公平性を維持するための情報公開の面からも、また、町民参加の協働のまちづくりを推進していく中でですね、私は、逆行すると思われませんが、仮に廃止されたとして、町民の目を外すということをしないためにですね、町民の目を外さないために、代わりにどのような方法を取られるのか、質問します。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 この指名資格審査委員会につきましては、全協の中でもお知らせをいたしましたように、同じように指名委員会がございまして、その中で事細かに入札ごとに、その資格審査等を行っておると。

	しかもこの入札等の結果につきましては、結果後1週間以内に公表をいたしております。閲覧もできますし、ホームページ等にも掲載をしておるということで、そういったことでございます。 また、この資格審査につきましては、県土事務所が総合評点を評価をしております。これに基づいて、ランク等の位置付け等も行っております。そういった形でしておりますので、町民除外と言いますか、排除したというふうには捉えてはおりません。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	それはですね、今言われましたように、私が質問したことに、ちょっと回答が逸れたと思いますけど。 今後町民の目をですね、外すのか、何らかの形で見ていくのかと、町民に提示していくのか、ということをお尋ねしとったわけでございます。 それはですね、この指名競争入札の申請はですね、それは自分たちも分かっておりますけれども、それは県の資格審査を受けて、それを基に各自治体に提出しておるわけです。 そういう中でですね、私が言いたいのは、先ほども言いましたけど、ここは筑前町です。筑前町の町民に公開とかしなくてですね、一部の執行部の方だけでこれを執行されるということになりますと、非常に、今までにも町民の方からの問題視されたり、そうするときに、やはり町民の方から目を通していただいた、その中から業者を選定して執行したものであるというですね、職員の方も守られるようなことになると。そのためにあった審査会ではなかろうかと思うわけですよ。 それをどうして今になってですね、わざわざ作ったのを逆行するように、元に戻るようなことになされておるのか、ということをお尋ねしております。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 この審査会につきましては、審査会に諮っております件数、2年に1回ではございますけれども、22年、23年度分が1,427件でございます。それから、24年、25年度が1,474件という、非常に膨大な資料をかけておるわけでございます。 そういったこともございますし、他の自治体におきましても同様に、この審査会がなく、それぞれの自治体の事務局等で審査をし、そして町で決定ということが大部分でございますので、今回、廃止という形で提案させていただくものでございます。以上でございます。
議 長	金子議員
金子議員	堂々巡りなるかと考えるところでございますけど。 ここは筑前町です。ですね。国が、県が、警察に照会するから、というようなものだけで片付けられる問題ではないと、私は思うわけですね。 それで、じゃあ、工事の申請から、工事が終わってしまってから、ただ結果的にだけ、さっきの回答では、町民に知らせますというようなことですが。 最初からですね、やっぱどこかで筑前町民に、公開をしとく必要があるのではないかと思います。 この審査会が機能しとる、しとらんは、別です。しかし、やはり何と言いますか、町民に見ていただいたということが必要だと、私は思うわけですが。 それを代わりにされるところの回答もいただけなかったということは、もう全部町民を、これから外されるということになりますか。
議 長	畠中副町長
副 町 長	同じような回答になるかと思いますが、指名委員会の委員長という立場で、

	ちょっと回答をさせていただきます。 金子議員が、今、説明されておる分についてはですね、当然ながら2年に1回、指名の願いを出して、審査を受けるということは、十分ご承知の上で質問されているかと思えますけれども。 この審査会は、金子議員が思っており、2年に1回、指名願いの申請を受け付けをして、そして中身の審査をして、これならば指名をされてもいいですよという業者などを搭載するというものでございます。 そういった中で、従前は暴追とかそういったものが、今ほどですね、厳しくなかったと。 現在は特に、反社会的な行為、そういったものを起こっている業者については、指名業者の登録名簿から外すというようなことで、かなり厳しくされておりますけれども、以前はそういったものがなかったと。 そういった中で、指名業者の搭載されておる中で、町がその次の段階として、1つの事業を発注する場合に、指名をいたします。指名競争入札の場合は。 その場合に、指名業者を選定する場合に、搭載をされておった中で、なぜその指名を外すのかというような問題も、以前はいろいろあったようでございます。あくまでも指名権は町長にあるわけでございますけれども。 そういったものを水際で防ぐといった面も、一面あったのではないかなと。従前あった条例そのものは、そういったふうに思っております。 そういったものが今日、議員各位ご存じのように、暴追の関係、非常に厳しくなっていて、そういったものに、例えばゴルフにちょっと行っただけでも交友関係があると。それを外すというようなことで、かなり厳しく審査をされておりますし、警察もそういったような暴追法に基づいて、対応がされておるようでございます。 そういった中で、町が指名審査委員会の名簿に登載をされておった分の中で、業者を指名する場合には、以前はしていませんでしたけれども、警察に事前に照会をするようになっていきます。これは、あくまでも反社会的な行為の部分だけでございますけれども。 そういった中では、警察のほうから、これはだめだということになれば、指名から外すというようなことで進むということで、他の市町村もそういったふうなことで、そういったふうな二重の手間、そういったものは省こうということで、条例は廃止されておるようでございますし、そういったことで廃止をするというものでございます。 そのようなことで、今、金子議員が言われましたように、名簿登載する、指名業者として搭載する中で、住民の目を通しておらないということを言われたかと思えますけれども、そのようなことで、当然ながら目はふれておりませんけれども、指名をする中でそういったふうな調査、そういったものをしてしながら指名業者をするということで、今回条例を廃止するものでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	先日の全員協議会に頂いた資料の中で、廃止をする理由の中に、近隣市町村において、本町のような審査会の設置がされていないこととありますが、この条例を設置した時点で、あえてなぜ筑前町では、町指名競争入札参加資格審査会条例を設置されたのか、お尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 審査会の設置につきましては、旧夜須町が昭和55年、三輪においては平成9年に

	設置をされております。 合併の折に、条例等の中身まで詳細に検討してくればよかったんでしょうけれども、いろんな協議事項があったということもあろうかと思います。 そのまま引き継いで、平成17年3月の合併を迎えたという、そしてそれが今日まで続いているという状態であらうかと思います。以上でございます。
議 長	他にないですか。 矢野議員
矢野議員	要は、その審査会を、必要とないようになったということをですね、そこを言ってもらわないと、何か、審査会を外して、住民の審査会をしょって決めておったのを、外すから、どうか問題があるんじゃないかと。他の方法を何かするのかということですので。 要は、審査会、1,400ぐらいある案件を、1時間、2時間で審査できるのか、いろんな問題がそこで出てきたわけですね。 その中で、審査した、見るだけで本当に分かるのかと、それが、審査して。ほんと素人と言ったらあれでしょうけど。それは見て分からないですね、全く。 だから、本当に審査会が必要なのかということを明確に言ってもらえれば、理解できるところがあるんじゃないかなと思いますけど、よろしくお願いします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 ただ今、副議長のほうから助言をいただいたような形になりますけれども。 条例廃止の理由としまして、何点か、全協の中で説明を申し上げたと思います。 それについては、先ほど副町長も申し上げたと思いますけれども。 こういった、特に暴力的組織、重大な反社会行為、そういったものについては、先ほど副町長が申し上げたように、警察等への照会で確認ができるようになったということ。それから、指名停止等については、県のホームページあるいは国のそういったホームページで事前に確認が容易に取れるようになった。それから、建設工事についての経営規模等の評価通知についても、そういったものが県の土木事務所を通じて、入所が簡単にできるようになっておりますので、それから、税の滞納状況につきましても、審査の申請書を出されるときにまずやりますし、あとは指名委員会ごとに調査を、町税については行っておるという状況でございまして、今、先ほど副議長が言っていたございましたように、1,474件からの件数のものを、短時間の間に審査ができる状態ではないというのが事実でございまして、その必要性がないということで、今回、廃止ということでございます。以上でございます。
議 長	田頭町長
田頭町長	お答えいたします。 1つ金子議員が申されましたのは、単なる効率論じゃないと。非常に建設関係については住民の関心度も高いと、そういった中で、今まで住民も入った中で審査会等が行われておったのに、職員だけでやるよりも、審査会の目を入れたほうが、単なる効率論だけの問題じゃないということを申されているんだろうと、受け止めさせていただきたいと思っております。 ただ、今、職員が申し上げましたように、状況が変わったと。その状況の内訳につきましては、先ほどのとおりでございます。 したがって、この条例がもし廃止可決させていただければ、しっかりとですね、今申されました思い、意見をですね、私も首長といたしまして、しっかり受け止めさせていただいて、そのことを職員に十分徹底してですね、議員が心配していただいているようなことが、決して起こらないように、住民にまたそういったことがないよう

	に、説明をしていきたいと思っているところでございます。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 金子議員
金子議員	議案第30号に反対の立場で、討論します。 質問の中で申し上げましたとおりですね、1、2時間だから機能しなかった。それは機能させるようにすべきじゃないかと、私は考えます。 それと町民の代表の方がですね、町民の代わりに出てやって、それを1ぺん見とうとしてある方が、これを排除していいということは、言われたことはないと思います。 それは、そういう意見で、3回しか言われませんので、あれしますが、これは、町長が町民に対しての質問機関でありですね、廃止されれば、町民不在で執行されるようになると思います。 そうなりますと、公平性、情報公開、協働のまちづくりを推進している筑前町の方針ですね、逆行すると私は考えますので、本議案に反対を表明し、討論とします。 終わります。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 (賛成討論なし)
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第30号「筑前町指名競争入札参加資格審査会条例を廃止する条例の制定について」を、採決します。 議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数です。 したがって、議案第30号「筑前町指名競争入札参加資格審査会条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第31号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の46ページの新旧対照表ですが、一番下の旭団地、現行が筑前町依井1337番地の1、番地を変えるということですが、番地が違ったまま条例を制定していたから、今回変えるということですか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 制定したときの経緯が、そこまでは分かっていないんですが。 実情がですね、現行の表示部分につきましては、現行は田ということございまして、多分ですけれども、事業を起こすときに、その事業の代表地番が上がっておったのではなかろうかな、ということで推測しておりますが。 現状に合わせての変更をさせていただきたいということで、提案いたしております。
議 長	他に。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 3 1 号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 3 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 3 1 号「筑前町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 8	
議 長	日程第 8 議案第 3 2 号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の 4 9 ページの新旧対照表の中の上から 3 つ目です。 町営住宅朝園団地の設置場所、筑前町依井 2 0 0 0 番地 1 2 5。 この条例が制定されたのが平成 1 7 年、前の議案を見ますと、4 6 ページですが、上から 2 つ目、朝園団地、現行筑前町朝園 2 0 0 0 番地の 1 2 4 になっていますが、どうしてこの町営住宅専用水道条例だけ、依井のまま上げていたのか、お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議会の全員協議会の中でもふれさせていただきましたけれども、本来、平成 1 7 年の 3 月合併時に、町の区域の設定という議案が上程されたと思います。 その中で行政区の変更があったりとか、あるいは依井につきましては、朝園地区の部分につきまして、大字を変更するというような手法が行われたわけなんですけれども、実際その時もお詫び申し上げましたけれども、失念いたしておりまして、整備がきちんと行われなかったということで、今後はこのようなことがないように、十分注意していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	他にないですか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 3 2 号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 3 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 3 2 号「筑前町営住宅専用水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 9	
議 長	日程第 9 議案第 3 3 号「筑前町立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)

議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第 3 3 号「筑前町立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第 3 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第 3 3 号「筑前町立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 0	
議 長	日程第 1 0 議案第 3 4 号「平成 2 4 年度筑前町一般会計補正予算（第 1 号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 梅田議員
梅田議員	一般会計補正予算の 2 点あります。7 ページと 8 ページです。 成年後見制度利用支援助成金、これが必須化されたということなんですが。 これは、社協のほうでもですね、こういう取り組みをこれまでされてきたと思いますが、筑前町においての現況、今までがこういう成年後見制度を利用される方たちに、どういうふうになさって来たのか、そして、これが今後どういうふうに町として運営されていくのか、ということを 1 点お尋ねいたします。 それともう 1 点の、嘱託職員報酬についてなんですけれども。 この嘱託職員というのが、やっぱり専門職を雇用して、そしてより良い仕事をしていただくということになると思いますけれども、この嘱託職員、以前保健師を募集されておりましたけれども、なかなか保健師の応募がなかったということも聞いておりますが、このたびの専門職に関しましては、その見通しはどうか。 やはり専門職の方々に関しては、それだけのやはり専門的技術なり持っておられますので、果たして本当にいい方を、町に来ていただく、雇用する場合、この報酬で来ていただけるのかなというふうに考えますが、その点をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 前段の関係ですけれども、成年後見制度。 今回、この予算化に伴いまして、成年後見制度利用支援事業の要綱を制定いたしました。対象者につきましては、認知症高齢者、地域障害者、精神障害者の方でありまして、なおかつ生活保護受給者並びに生活保護に準じると認められるものということで、対象をいたしております。 今後、この成年後見制度の利用、支援事業についての周知を図っていきたいというふうに思っております。 なお、社協のほうで成年後見制度の関係の活動ということのお尋ねでございましたけれども、ちょっと詳しくは把握はしておりませんが、社協のほうでは、必要に応じて、金銭管理をやっていくという程度の支援ということですね、そういう内容で聞いております。以上でございます。
議 長	田頭町長

町 長	お答えいたします。 嘱託職員の採用についてのご質疑だと受け止めさせていただきます。 まず、土木関係の嘱託職員につきましては、筑前町のほうにも様々に住民の方々、あるいは町からですね、県のほうに道路整備等の要望をしております。 ただただ一方的に要望することが多くてですね、それなりのやはり町のほうでやるべきことをやらなくてはいけないのじゃないかと、用地交渉についてはもっと積極的に協力体制を組むべきではなかろうかというような思いで、今回、嘱託職員給を提案させていただきました。 と同時に、額の妥当性でございますけれども、これは、他の嘱託職員とのバランスもございます。 そういったことで、今回においては、他の同じような業種、専門職等の業種のバランスをとって、そういった額で、今回の提案額で考えているところでございます。 こういった専門性の高い職種についての、嘱託給料の妥当性等については、次年度以降も検討が必要だと、そのような認識でございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	まず、先ほどの成年後見制度についてなんですが。 このチラシがですね、社協の窓口においてあったんですね。だから、課長が先ほど言われましたように、社協も取り組みはされているんじゃないかなというふうに考えますので、やはり町として社協とどういう連携を取り合っていくのか、やはりその辺のことも協議をしながらしっかりと、そしてシステムがありますよということを、これから本当に大事な制度だと思いますので、しっかりこの点の啓発というのは、くれぐれもよろしくお願いしたいと思います。 それと嘱託職員報酬についての、この専門職なんですけれども、本当に住民の方のサービス向上、町においてもいろいろな場面、場面で、専門職がいるのといらっしゃらないというのは全く違うと思いますので、専門職をどういう専門性の高い、より町のために役に立っていただける、そういう専門職の方を雇用する必要があるのじゃないかなと思います。 最初に申し上げましたように、保健師が、ずっと募集をされておりましたけれども、応募が全くなかったというような状況も聞いております。 そういったことでですね、やはりじゃあ、この専門性を持ってあれば、ある程度の報酬を見て上げて、そしてより良い技術、専門を持った職員の方を雇用する必要があるのじゃないかなというふうに思いまして、今回質問させていただいておりますけれども、もう一度その点も含めて、町長、見解をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 専門性の高い、特に保健師等々についてですね、今、非常に嘱託等の身分等では応募が少ないということも事実でございます。 併せて他団体と比較いたしましてですね、やはり金額等が、バランスが取れてなければ、どうしてもやはり応募等が少ないという事実がございます。 うちの町としては、ぜひそういった専門職員が必要だということでお願いをしているわけでございまして、そういった状況が現実的にございますので、次年度以降につきましては、その辺のところも十分他団体等々の調査をいたしまして、金額等々の妥当性について検討し、来年度には反映させていきたいと、そのように考えます。
議 長	他に。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。

	(討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第34号「平成24年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について」を、採決します。 議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第34号「平成24年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第35号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第35号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」を、採決します。 議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第35号「平成24年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。
日程第12	
議 長	日程第12 議案第36号「工事請負契約の締結について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	追加議案書を願います。 2ページでございます。 議案第36号「工事請負契約の締結について」 町道小隈・大坪線道路改良工事（公園事業）について、別紙のとおり工事請負契約を締結するものとする。 本日提出、町長名でございます。 提案の理由でございますが、町道小隈・大坪線道路改良工事（公園事業）の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 3ページをお願いいたします。 工事請負契約の内容 工事名 町道小隈・大坪線道路改良工事（公園事業） 契約の方法 指名競争入札でございます。 請負契約額 86,100千円（内消費税額4,100千円） 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町山隈934番地1 株式会社平田組 筑前支店 取締役支店長 平田昭義

	4ページをお願いいたします。 別表を載せておりますが、下に参考を上げております。そちらを先に説明したいと思えます。 工事の箇所 筑前町下高場地内 工事の概要 道路工事延長392.8m、路盤工2,566㎡、法面緑化工1,383㎡。 擁壁工、ここで修正をお願いいたします。L＝と書いておりますが、これを削除をお願いいたします。申し訳ございません。 擁壁工138㎡、自由勾配側溝 延長618.5m、管渠型側溝 延長158.5m、防護柵工 延長155.4m、水道管布設工 延長321.4m。 工期は、契約の効力の発生の日から平成25年2月28日まででございます。 別表を申し上げます。 70,000千円以上の工事でございますので、10社指名ということで、地場企業の育成、それからランク等による選出、過去の指名等の実績、受注実績等を考慮しまして、ここに上げております10社を指名させていただいております。 入札を6月21日に実施をいたしまして、株式会社平田組筑前支店が1回目の入札で、82,000千円で落札でございます。落札率は99.8%でございます。 以上で、説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	ただ今説明をいただきまして、7千万以上ということで、10社指名ということで分かりました。 かなり金額的に、ここに表示されております金額、80,000千円を超える金額でございますけれども、かなり接近した結果の金額ということでございます。 これだけの大きな金額で、これだけ接近した入札の金額が出て来るということでは、それだけ町の業者の方たちのこれまでの工事の実績なりですね、入札に対する設計する能力とか、いろんな部分のレベルの高さかなというふうにも感じるわけですが、 その辺りについての、入札金額結果についての見解と言いますか、その辺りについての、妥当なことと思われましても、その辺り少し補足をいただければと思います。
議長	財政課長
財政課長	答えになるかどうか分かりませんが。 この事業につきましては、申し上げましたように7千万以上ということで、指名する業者につきましても、AランクそれからBランクの上位の総合評点のあるもの、それから特定の建設業等を一応指名させていただいておりますので、経験も豊富なところから、そういった結果になったんじゃないかというのを思っております。以上でございます。
議長	他にありませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第36号「工事請負契約の締結について」を、採決します。 議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第36号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。
日程第13	
議 長	日程第13 議案第37号「工事請負契約の締結について」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の5ページでございます。 議案第37号「工事請負契約の締結について」 南北線道路改良工事について、別紙のとおり工事請負契約を締結するものとする。 本日提出、町長名でございます。 提案の理由、南北線道路改良工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 6ページをお願いいたします。 工事請負契約の内容 工事名 南北線道路改良工事 契約の方法 随意契約 請負契約額 50,715千円(内消費税額2,415千円) 工事請負人 福岡県朝倉郡筑前町山隈934番地1 株式会社平田組 筑前支店 取締役支店長 平田昭義 7ページをお願いいたします。 参考の工事の概要から申し上げます。 工事の箇所 筑前町大久保下高場地内 工事の概要 工事延長500m、土工一式、舗装工一式(車道舗装工3,298㎡ほか)、排水工一式(管渠型側溝 延長470mほか)、道路付属施設工一式(歩車道境界ブロック 延長359mほか)でございます。 工期 契約の効力発生の日から平成25年1月28日まででございます。この工事につきましては、3千万から7千万未満ということで、8社を指名させていただいております。 これも地場企業の育成、それからランク等による選出、過去の指名実績、受注実績から8社を上げております。 株式会社平田組筑前支店、2回の入札で落ちませんで、1回目の見積りで、48,300千円で決定をいたしております。落札率は99.35でございます。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います 河内議員
河内議員	平田組さんなんですけれども、同じ日の入札で、8千万から8,200万の入札を取っているわけですが、これだけ不況が厳しい中ですね、他の地元業者を育てるという意味でも、ご辞退はされなかったのか。 こちらからですね、辞退してくれとはなかなか言えないのではないかと思います。平田組さんのほうから、自分のところはもう1個取ったから、あとは他に回してくれというようなお話はなかったのか、お尋ねします。
議 長	財政課長

財政課長	お答えいたします。 もちろんそういったお話ありませんでしたが、自ら辞退をされました場合はですね、次回、指名をご遠慮いただくということで、私のほうから指名をさせていただかないということになりますので、そういったペナルティがかかりますからですね、そういったことはされなかったのではないかと思いますし、結果がそういうふうになったということでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	それともう１点、工期なんですけれども。 最初の工事が来年の２月２８日まで、２度目の工期が来年の１月２８日まででかぶっているようなんですけれども、それは問題ないんですか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 この会社につきましては、技術者等もおられますし、人員も整っておるということで、大丈夫というふうに判断をいたしております。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第３７号「工事請負契約の締結について」を、採決します。 議案第３７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第３７号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。
日程第１４	
議 長	日程第１４ 請願第２号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書」並びに発議第４号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書について」を、一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長の報告並びに関連して、発議第４号の説明を求めます。 梅田文教厚生常任委員長
梅田文教厚生 常任委員長	文教厚生常任委員会に付託されました案件について、ご報告を申し上げます。 本定例会初日の６月２５日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第２号につきまして、去る６月２６日に委員会を開催し、審議をいたしました。 その審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。 請願第２号の結果は、お手元配布の委員会審査報告書のとおり、採択であります。 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」については、賛成討論が行われております。 採択について、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第４号を提出いたします。 これより、提案説明を行います。 議会提出議案書の２ページをお開きください。 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を求める意見書 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１３条第１項の

	規定により提出いたします。 提出者 梅田美代子、賛成者 河内直子議員・石丸時次郎議員です。 提出の理由 義務教育の基本である教育の機会等を補償するため、少人数学級を推進し30人以下学級とすること。国の責任において義務教育の水準を維持するために、義務教育費国庫負担割合を3分の1から2分の1に復元すること。上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。 これが、この議案を提出する理由であります。 3ページをお開きください。 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を求める意見書（案） 35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され、小学校1学年の基礎定数化ははかられたものの、今年度小学校2学年については加配措置に留まっています。 日本は、OECD諸国に比べて、1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。 社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時間や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とすると子どもたちの増加や障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。 子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（34カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件の格差も生じています。 将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。子どもたちが、日本全国どこに住んでいても教育の機会均等が保障され、教育水準が維持向上されるように2013年度政府の概算要求に盛り込まれることを要請いたします。 以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣に意見書を提出いたします。 以上で、文教厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。
議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。 （質疑なし）
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議長	討論なしと認めます。 次に、議事の都合により、発議第4号について、を先議します。 お諮りします。

	これから、発議第４号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書について」を、採決します。 発議第４号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第４号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書について」は、採択することに決定しました。 なお、請願第２号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書」については、採択すべきものとみなします。
日程第１５	
議 長	日程第１５ 「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第１６	
議 長	日程第１６ 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第７３条の規定によって、お手元にお配りした所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉 会	
議 長	これで、本日の会議は、全部終了しました。 田頭町長
町 長	議会閉会にあたりましてごあいさつを申し上げます。 追加提案を含めまして、議案、報告等、慎重に審議いただきまして、すべて承認、可決されました。ありがとうございました。 また、１０名の議員からの一般質問につきましては、庁議で総括し、今後の施策に反映させていただきたいと思います。 さて、早７月に入りました。節電の夏が、計画停電も視野に入れながら本格化いたしました。また、本定例会会期中に、国政も消費税関連法案が衆議院で可決されました。秋に向けて景気対策の大型補正予算も検討されているところですが、自治体にも大きな影響を与えるところがございます。注視していきたいと思います。 最後に、本日可決等の事業への執行についてのご協力をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長	町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成24年第2回筑前町議会定例会を閉会します。お疲れ様でございました。 (15:07)
	上記議会の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議 長 宮原 均 13番議 員 河 内 直 子 14番議 員 金子 保次